

むつ市議会第258回定例会会議録 第7号

議事日程 第7号

令和5年12月21日（木曜日）午前10時30分開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第84号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第85号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第3 議案第86号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第87号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第88号 むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第89号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第90号 財産の取得について
(除雪ドーザを、むつ市役所本庁舎に配備するためのもの)
- 第8 議案第91号 指定管理者の指定について
(むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのもの)
- 第9 議案第92号 指定管理者の指定について
(むつ市中心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのもの)
- 第10 議案第93号 指定管理者の指定について
(地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者を指定するためのもの)
- 第11 議案第94号 指定管理者の指定について
(むつ市奥葉研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第12 議案第95号 指定管理者の指定について
(むつ市水川目地区堆肥センターの指定管理者を指定するためのもの)
- 第13 議案第99号 令和5年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第100号 令和5年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第15 議案第101号 令和5年度むつ市下水道事業会計補正予算

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第16 請願第1号 むつ市小中学校の学校給食費の無償化実施についての請願

【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第17 議案第103号 令和5年度むつ市一般会計補正予算

【各常任委員会からの申出】

- 第18 各常任委員会の所管事務継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（22人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
21番	佐々木肇	22番	富岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	川西伸二
教育長	阿部謙一	公営企業 管 理 者	村田尚
代 表 員 監 査 委 員	齊藤秀人	政 統 括 策 監	吉田真
総務部長	吉田和久	デジタ ル推 進 政 監	藤島純
企 画 政 策 長 部	角本力	財 務 部 長	松谷勇
民 生 部 長	齊藤洋一	福 祉 部 長	中村智郎
健 康 部 長 つ く 推 進 部	菅原典子	子 ども 見 守 り s m i l e s c o k i d s o f f i c e に り つ っ こ に り 所	吉田由佳子
経 済 部 長	立花一雄	都 市 整 備 長	木下尚一郎
建 設 技 術 長 部	小笠原洋一	川 内 庁 舎 長	杉山郷史
大 畑 庁 舎 長 所	高杉俊郎	脇 野 所 長 野 舎 所	小田晃廣
会 管 理 計 者	千代谷賀士子	選 挙 管 理 委 員 会 選 挙 管 理 局	工藤淳一

監査委員 局長	伊藤恭雄	農委事務局 事務經理	成田司
教育部長	伊藤大治郎	農委事務局 設備整備 監督	畑中涉
下水道 局長	中村久	農委事務局 總政推市公 務進室	石橋秀治
總務課 部長	一戸義則	農委事務局 教委事務 課	畑中俊彦
總務課 課長	徳学	農委事務局 總務課 主任	川森恒太

事務局職員出席者

事務局 局長	佐藤孝悦	次長	中野敬三
主幹	澁川紋子	主任主査	畑中佳奈
主任主査	井田周作	主任	浜端快

◎開議の宣告

午前10時30分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、12月12日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長から、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、12月12日、総務教育常任委員会に付託しました請願の審査結果について、総務教育常任委員長から、会議規則第144条第1項の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配信しておりますので、御覧願います。

次に、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長から、それぞれ会議規則第112条の規定に基づき、審査終了までの閉会中の継続審査の申出があり、申出書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、12月14日、市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日の議事日程にこれを上程し、審議することが決定されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第7号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第15 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第84号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例から、日程第15 議案第101号 令和5年度むつ市下水道事業会計補正予算までの15件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第84号から議案第88号まで及び議案第91号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（11番 野中貴健議員登壇）

○11番（野中貴健） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち、議案第87号につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか5議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第84号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、重点施策の推進に適した効率的な事務執行体制への変革及び限られた人的資源で様々な二一

ズに対応できる組織の構築並びに市民の皆様に分
かりやすい組織を目指し、組織機構の見直しを行
うためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、令和2年度の組織改編と
の関連についての質疑があり、理事者側から、前
の組織体制に戻すということではなく、今後の施
策の進め方において、より目的を達成するための
組織の在り方を検討する中での前向きな組織改編
であるとの答弁がありました。

次に、議案第85号 むつ市職員の給与に関する
条例等の一部を改正する条例についてであります
が、理事者側から、青森県人事委員会の県職員の
給与に関する勧告に鑑み、本年4月1日に遡って
市職員の給料月額を引き上げ、及び勤勉手当の支
給割合の引上げ等を実施するためのものであり、
また、会計年度任用職員について、新たに勤勉手
当を令和6年4月1日から支給するためのものでは
あるとの説明がありました。

これに対し委員から、会計年度任用職員への勤
勉手当の支給についての質疑があり、理事者側か
ら、これまで会計年度任用職員には期末手当が支
給されていたが、令和6年度から、新たに勤勉手
当が加算されて支給されるものであるとの答弁が
ありました。

次に、議案第86号 むつ市特別職職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例についてであり
ますが、理事者側から、青森県人事委員会が行っ
た職員給与に関する勧告に伴う市職員の給与改定
と同様に、青森県に準じて特別職職員の期末手当
の支給割合の引上げ等を実施するためのものでは
あるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の改正に伴う市長等
の見解についての質疑があり、理事者側から、一
般職と同様に青森県に準じて行っているため、特
に意見等はないとの答弁がありました。

次に、議案第87号 むつ市議会議員の議員報酬

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
についてであります。理事者側から、青森県人
事委員会が行った職員給与に関する勧告に伴う市
職員の給与改定と同様に、青森県に準じて市議会
議員の期末手当の支給割合の引上げ等を実施する
ためのものであるとの説明がありました。

これに対し、委員からの質疑はありませんでし
たが、今、物価高騰が市民生活を圧迫している状
況で、議員の期末手当を引き上げることは反対で
あるとの討論がありました。

次に、議案第88号 むつ市職員の特殊勤務手当
に関する条例の一部を改正する条例についてであ
りますが、理事者側から、今後発生が起り得る
新しい感染症等に対応するため、特定新型インフ
ルエンザ等に係る特殊勤務手当を新設し、1日に
つき4,000円を支給するため、また、家畜伝染病
の防疫作業のうち、心身に著しい負担を与えると
認められるものに対する特殊勤務手当の額を増額
し、県に準じて1日につき600円を支給する等
のためのものであるとの説明がありましたが、委員
からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第91号 指定管理者の指定について
であります。理事者側から、むつ市海と森ふれ
あい体験館の指定管理者として特定非営利活動法
人シェルフォレスト川内を指定するためのもので
あり、指定期間は令和6年4月1日から令和9年
3月31日までの3年間、指定管理料は3年間で
3,003万9,000円であるとの説明がありました。

これに対し委員から、公募の対象となる事業者
の範囲についての質疑があり、理事者側から、市
内に事務所がある事業者が対象となるとの答弁が
ありました。

さらに同じ委員から、市内に事務所がある事業
者に限定している理由についての質疑があり、理
事者側から、施設の管理運営を担っていただくこ
と、また、自主事業を実施することで市内事業者

の収益を上げるということが指定管理制度の趣旨であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、公募ということであるので、経費削減や広い視野での運営といった観点からも、市外の事業者を公募に参加させることを検討していただきたいとの意見がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第90号、議案第93号から議案第95号まで並びに議案第100号及び議案第101号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） 産業建設常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第90号 財産の取得についてであります。理事者側から、除雪ドーザを、むつ市役所本庁舎に配備するためのものであり、令和6年度に納入予定であるとの説明がありました。また、購入予定の除雪ドーザは、大湊地区市道浜通線において、現在、委託業者が所有の除雪ドーザ2台及び市貸付の除雪ドーザ1台の計3台で除雪を行っているが、当該路線は主要幹線であることから通勤通学での需要が高く、効率的な除雪により速やかな交通確保が求められることから、購入

するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、納入後の大湊地区市道浜通線における除雪ドーザの稼働台数についての質疑があり、理事者側から、大湊地区市道浜通線は主要幹線であること及び当該路線の除雪の現状について委託業者と協議を行った結果、1台増台することとしたとの答弁がありました。

次に、議案第93号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者に、大畑町漁業協同組合を指定するためのもので、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第94号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市奥葉研修景公園及びむつ市営葉研温泉露天風呂の指定管理者に、大信産業有限会社を指定するためのもので、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としているとの説明がありました。

これに対し委員から、施設の修繕及び備品購入の費用負担についての質疑があり、理事者側から、修繕に係る10万円以下の案件は、指定管理者の負担となるが、金額及び内容に応じて指定管理者と協議し決定することとなるとの答弁がありました。

次に、議案第95号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市水川目地区堆肥センターの指定管理者に、農事組合法人水川目酪農を指定するためのもので、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第100号 令和5年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。理事者側

から、職員の配置替えに伴う人件費及び給水管からの漏水件数の増加に伴い、収益的支出において2,123万8,000円を増額しているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第101号 令和5年度むつ市下水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、燃油価格の高騰に伴う電気料金の増加等により収益的収入及び支出において、支出では1,370万1,000円、収入では1,245万4,000円をそれぞれ増額しているほか、資本的収入において、1,245万4,000円を減額しているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第89号、議案第92号及び議案第99号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（10番 村中浩明議員登壇）

○10番（村中浩明） 民生福祉常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第89号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、出

産被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額について、単胎の場合は産前産後期間4か月分、多胎の場合は産前産後期間6か月分を減額するため、所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、減額の手続きについての質疑があり、理事者側から、出産予定日の6か月前から減額申請の手続きをすることが可能であり、国民健康保険税の賦課処理前に手続きをした場合は減額後の納税通知書が送付され、手続きが国民健康保険税の納付後になった場合は、還付により対応するとの答弁がありました。

次に、議案第92号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者に一般社団法人りあんを指定するためのもので、指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としているとの説明がありました。

これに対し委員から、応募状況についての質疑があり、理事者側から、前回は2件の応募があったものの、今回は1件のみであったとの答弁がありました。

また、別の委員から、予定される自主事業についての質疑があり、理事者側から、障害のある方や、その家族が交流する機会をつくるサロンや、視線の動きのみでパソコンやタブレット端末を操作できる視線入力装置「EyeMoT（アイモット）」を使用した事業があるとの答弁がありました。

さらに別の委員から、施設の利用人数及び行政の支援体制についての質疑があり、理事者側から、施設の利用は事前予約制で、1月当たり100名程度が利用している状況であり、また、指定管理者とは随時情報交換を行っており、必要に応じて支援できる体制を整えているとの答弁がありました。

次に、議案第99号 令和5年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、介護保険制度の改正に伴う介護保険事務処理システムの改修のため、682万円を増額補正するものであり、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、69億291万8,000円となるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました15議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第84号

○議長（富岡幸夫） まず、議案第84号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第85号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第85号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第86号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第86号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第87号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第87号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

(4番 工藤祥子議員登壇)

○4番(工藤祥子) 日本共産党、工藤祥子です。議案第87号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について反対討論を行います。

この条例案は、私たちが反対した9月のむつ市議会第257回定例会での議員報酬引上げを基に計算され、市議会議員の期末手当の支給割合を改定

することによって期末手当を引き上げるものです。

市民生活は、いまだに新型コロナウイルス感染症感染拡大時の経済低迷から立ち直っていません。さらに、異常な物価高騰の真ただ中にいます。実質賃金も年金も目減りしており、その上10月から実施されたインボイス制度により、中小零細企業や個人事業主は免税業者のままでは取引を中止されたり、納入価格を値引きさせられたりしています。また、課税業者になった場合には、消費税が重くのしかかってきて、廃業や倒産の危機にさらされています。

このように市民生活が大変苦しくなっている中で、期末手当の引上げは、到底市民の理解を得ることはできないと考えます。

以上のことから、本条例案に反対します。

○議長(富岡幸夫) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第87号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者18人、起立しない者3人)

○議長(富岡幸夫) 起立多数であります。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第88号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第88号 むつ市職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第89号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第89号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第90号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第90号 財産の取

得について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、除雪ドーザを、むつ市役所本庁舎に配備するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第91号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第91号 指定管理者の指定について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第92号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第92号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市中心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第93号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第93号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第94号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第94号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第95号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第95号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市水川目地区堆肥センターの指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第99号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第99号 令和5年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第100号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第100号 令和5年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第101号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第101号 令和5年度むつ市下水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第16 委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第16 請願第1号 むつ市小中学校の学校給食費の無償化実施についての請願を議題といたします。

総務教育常任委員会に付託した請願第1号の審査の経過及び結果について、総務教育常任委員長から報告を求めます。総務教育常任委員長。

(11番 野中貴健議員登壇)

○11番(野中貴健) 総務教育常任委員会に付託されました請願第1号 むつ市小中学校の学校給食費の無償化実施についての請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、紹介議員及び関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。全会一致で願意は妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、紹介議員の佐藤広政議員から、今回の請願の項目については「むつ市の学校給食を無償にすること」、「むつ市の学校給食を無償にするための予算を計上すること」の2点である。市内小中学校の学校給食費の無償化を実施することで

義務教育期における経済的負担が軽減される。予算措置が必要な額は約2億3,000万円であるが、これは令和5年度むつ市一般会計当初予算総額の0.57%程度の額である。また、県内の多くの自治体において学校給食費の全額無償化又は一部補助を実施しているとの説明がありました。

次に、理事者側に対しての質疑では、委員から、学校給食費が学校で徴収している諸費に占める割合について、小学校では70%から75%、中学校では50%から55%と認識しているが、その認識でよいかとの質疑があり、理事者側から、令和5年度の試算から金額が大きく変わっていないため、同程度の割合であると認識しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、現段階において学校給食費が免除されている人数についての質疑があり、理事者側から、就学援助制度等により学校給食費の支援を受けている児童・生徒数は、令和4年度で414人であるとの答弁がありました。

質疑後の委員間討議では、委員から、学校給食費が無償になることは小学校では3割程度、中学校では5割程度に負担が減ることとなり、保護者にとってありがたいことであるので、是非実現してほしいとの意見や、給食が無償となると子どもたちが食べ物は無償でもらえるものだとの認識してしまう可能性があるとの、食べ物を大事にするといった観点からも、携わる全ての大人たちが、食育も含めて教育していく環境を整えることが大切であるとの意見がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(富岡幸夫) これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

ここで、議事整理のため午前11時50分まで暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇請願第 1 号

○議長（富岡幸夫） これより請願第 1 号について、質疑、討論、採決を行います。

まず、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で総務教育常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。9 番富岡直哉議員。

（9 番 富岡直哉議員登壇）

○9 番（富岡直哉） 請願第 1 号 むつ市小中学校の学校給食費の無償化実施についての請願に対し、賛成の立場から討論を行います。

学校給食費の無償化は、子供たちの健康と教育にとって非常に重要な施策であり、子育て世帯の経済的な負担軽減とともに、子供たちの平等な教育の機会を保障するためにも、本市においても給食費の無償化を早期に実現させなければならないものと考えます。

一方で、学校給食費の無償化については様々な考え方がありますが、小中学校の学校給食費の無償化を実施する場合には、約 2 億 3,000 万円程度の予算が必要となり、本市において大きな財源となる使用済燃料税条例が制定されたものの、いまだ税収がない現在においては、全額補助となると大きな財政負担を伴うため、新税の状況を注視し

つつ、子育て世帯の経済的負担軽減をするために、まずは段階的な無償化から踏み出すことが現実的であります。

また、現在青森県において取組を進めている合計特殊出生率 2 を達成させるためにも、県内各市町村の取組を加速させる必要があるものと考えますが、その一助となり得る給食費の無償化を含め、子育て世代の負担軽減が何よりの対応策であり、むつ市が先頭を切って取組を進めるべきと考えます。

以上のことから、本市において小中学校の学校給食費の無償化に向けて取り組む必要性が高いものと考え、本請願に賛成いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

請願第 1 号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長報告のとおり、本請願を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、請願第 1 号は委員長報告のとおり採択されました。

◎日程第 17 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第 17 議案第 103 号 令和 5 年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） ただいま追加上程されました議案第 103 号 令和 5 年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げます。ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、500万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、442億8,118万8,000円となります。

まず、歳出についてであります。農林水産業費にホタテガイ親貝確保緊急対策事業費を計上しております。

これは、今夏の記録的な高水温の影響により、陸奥湾のホタテガイが大量にへい死し、今後の水揚げ等への影響が懸念される状況を受け、親貝の確保に取り組む漁業者を支援するための基金を造成するむつ湾漁業振興会に対し、補助するものであります。

次に、歳入についてであります。補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金を計上しております。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、小・中学校冷房設備整備事業について、繰越明許費を設定しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため、午後零時15分まで暫時休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

午後 零時15分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第103号

○議長（富岡幸夫） これより議案第103号 令和5年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、10番村中浩明議員。

○10番（村中浩明） 議案第103号 令和5年度むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

小中学校冷房設備整備事業について、繰越明許になった要因について、詳細をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 施設整備技術監。

○施設整備技術監（畑中 渉） お答えします。

3度の入札を行った結果、不落という結果になりましたので、3月末の完了が見込めないと判断したものですから、繰越明許とさせていただきます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） では、当初予定した時期にこの設置が間に合うのかどうか。そして、併せて繰り越しによる今後のスケジュールを最後にお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 施設整備技術監。

○施設整備技術監（畑中 渉） お答えします。

今後のスケジュールは変わらず、令和7年夏を目指して発注いたします。発注のタイミングは、4月に発注するものと、6月末の設計が終わってから発注するものの2パターンを今のところは用意しております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） これで村中浩明議員の質疑を終わります。

次に、4番工藤祥子議員。

○4番（工藤祥子） 本来は、漁協についてもっと訪問して調べた上で質問すべきだと思いますけれども、私よく分からないことがありますので、お許してください。

親貝の確保に取り組む漁業者を支援するための基金を造成するむつ湾漁業振興会に対する補助ということですが、この補助で親貝の確保の見込み等が分かりますでしょうか。ちょっとずれのかもしれませんが、分かる範囲でお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

ホタテの親貝の確保ということでございます。本日、その陸奥湾の養殖ホタテガイの実態調査の結果が、青森市のほうで今会議が行われておりますので、その会議の中である程度の親貝の数が発表されているのかなと思っておりますが、市としては、これまで漁協さんとの意見交換会で、ある程度組合長さんからいろいろ聞いております。

また、先日この基金造成の件で、むつ市内の3つの漁協の組合長さんが来られまして、そのときにもある程度の確保の件について聞いております。それによりますと、まず親貝のほうはへい死していて、非常に厳しい状況になっているということを知っております、それでさらに親貝、来年1月から3月頃に産卵するものなのですが、その産卵する前に販売をしてしまうと、さらに来年生まれてくる稚貝が少なくなるということがありますので、この基金では1月から3月、産卵する前になるべく売らないで、産卵してから売ってほしいということで基金を造成するということになっておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（富岡幸夫） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第103号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第103号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 各常任委員会の所管事務 継続審査について

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第18 各常任委員会の所管事務継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第112条の規定により、お手元に配信いたしました申出書のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（富岡幸夫） これで、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第258回定例会を閉会いたします。

午後 零時 22分 閉会